

第 2 次周南市水素利活用計画策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

記

1 業務の概要

(1) 業務名

第 2 次周南市水素利活用計画策定業務委託

(2) 業務の目的

本市では、平成 25 年度より国、県、民間事業者、学識経験者等からなる「周南市水素利活用協議会」を設置し、平成 26 年 4 月に協議会の検討の下、本市における今後の水素利活用の取組目標や施策の展開方法等を示した「周南市水素利活用構想」をとりまとめた。

この構想に基づき、具体的な水素利活用に向けた取り組みを明らかにし、本市の他施策と連携を図りつつ、水素エネルギーの利活用を一層進めていくことを目的として、平成 27 年 4 月に、令和 2 年度（2020 年度）までを計画期間とする「周南市水素利活用計画」を策定し、様々な水素実証機器を活用した取組等を行ってきた。

当該計画においては、平成 30 年に目標値、令和 2 年、令和 5 年に計画期間を延伸する一部改定を行い、現在に至る。

国による 2050 年カーボンニュートラル宣言以降、水素はカーボンニュートラル社会の実現に向けた鍵となる次世代エネルギーとして期待されており、本業務は、水素利活用構想の最終年度である令和 12 年度（2030 年度）を視野に入れ、そこで目指すべき姿や方向性を明らかにするとともに、令和 6 年度（2024 年度）から令和 12 年度（2030 年度）の期間について、実現可能な段階までを具体化することを目的として、周南市水素利活用協議会との連携等による調査を行い、その結果に基づき、最適な計画を策定するものである。

(3) 業務内容

「第 2 次周南市水素利活用計画策定業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日の翌日から令和6年3月29日まで

- (5) 履行場所
周南市内

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「4調査・研究（設計関係を除く）」のうち（小分類）「6アンケート等調査・分析」または「7計画策定」に登録されていること。
- (3) 脱炭素社会の実現に向けた調査・分析などの業務や脱炭素化経営に関する基本構想・計画に関する業務実績を有すること。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和4年11月1日から令和5年3月31日までに提出し、受付が完了していること。
- (6) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

3 担当課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

担当部署 周南市産業振興部商工振興課

電話番号 0834-22-8837

FAX 番号 0834-22-8357

E-mail shoko@city.shunan.lg.jp

4 プロポーザルの手続き

プロポーザル手続き等の詳細については、「第2次周南市水素利活用計画策定業務委託プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）による。

5 参加の表明方法

- (1) 参加表明書の提出

① 提出書類（共通）

ア 参加表明【様式1】

イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

※応募者が個人である場合、会社概要の代わりに当該個人が実施する事業の内容が確認できる書類でも可とする。

ウ 履行実績調書【様式2】

② 提出期限

令和5年5月23日（火）17時15分必着

③ 提出場所

周南市産業振興部商工振興課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

④ 提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も提出期限必着。）

※持参による受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く8時30分から17時15分までとする。

※郵便による場合は、受取日時及び配達証明が証明できる方法によることとし、郵便事故等により提出書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議申し立てはできない。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領（6 企画提案書等の作成及び提出）に定めるところにより必要書類を提出すること。

7 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式9】を提出すること。

8 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領（7 選定方法）及び実施要領（8 評価基準及び配点）に定めるところにより審査し、最優秀者を選定する。

9 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結する。

なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

10 その他

その他詳細は、実施要領による。